

**平成30年第8回  
土岐市教育委員会定例会会議録**

# 土 岐 市 教 育 委 員 会

平成30年第8回土岐市教育委員会定例会会議録（要点筆記）

## 議 事 日 程

平成30年8月31日（金曜日）午後3時30分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 平成30年第7回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第3 議第21号 専決処分の報告及び承認について  
    専第10号 土岐市弓道場の指定管理者の指定について
- 日程第4 議第22号 専決処分の報告及び承認について  
    専第11号 平成30年度土岐市一般会計補正予算について
- 日程第5 報第4号 土岐市嘱託員の委嘱について
- 日程第6 教育長報告

本日の出席者

教	育	長	山	田	恭	正	君
委		員	齋	木	寛	治	君
委		員	大	橋		廣	君
委		員	伊	藤	知	恵子	君
委		員	加	藤		悟	君

説明のため出席した者

事務局長	可	知	路	博	君	
教育次長兼学校教育課長	橋	本	勇	治	君	
庶務課長	太	田		弘	君	
生涯学習課長	奥	田	勝	利	君	
文化振興課長	加	藤	真	司	君	
スポーツ振興課長	小	野	恭	裕	君	
給食センター次長	林		孝	子	君	
図書館長	林		順	一	君	
子育て支援課長	伊	佐	治	良	典	君
文化振興事業団事務局長	若	尾	文	臣	君	

- ・会議の傍聴人                   なし
- ・会議に遅参した者               なし
- ・会議の公開、非公開の状況   公開
- ・教育長報告                      あり

場所 文化プラザ 特別会議室

会議録作成者

庶務課長                           太 田 弘 君

開会 午後3時30分

## 山田教育長

只今より平成30年第8回土岐市教育委員会定例会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により教育長において、伊藤知恵子委員を指名いたします。

次に、日程第2 平成30年第7回土岐市教育委員会定例会会議録の内容の承認を求めます。

会議録の内容については、ご異議ありませんか。

## 委員一同

異議なし

## 教育長

異議なしと認めます。

次に、日程第3 議第21号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

## 小野スポーツ振興課長

〈資料にて説明〉

## 教育長

これより質疑・討論いたします。

質疑・討論はありませんか。

## 加藤委員

指定管理者の住所が、弓道場と同じですがこの住所に弓道協会が入ると理解してよろしいか。

## スポーツ振興課長

市営のグラウンド等は各町の体育協会が指定管理者となっており、それぞれの公民館の住所で登録していただいております。今回は弓道協会の拠点となるということで弓道場の所在地を住所としております。

## 伊藤委員

この弓道場は、新しくできた弓道場のことですか。

## スポーツ振興課長

その通りです。

## 伊藤委員

以前からお願いしていた弓道協会の会長に、新設した弓道場の管理者もお願いするということがよろしいですか。

## スポーツ振興課長

以前の弓道施設は、西部体育館の附属的な施設といった位置付のため指定管理者の指定は行っておりませんでした。

ですが、事実上は、弓道協会に管理をお願いしていた経緯もありますし、弓道競技の普及活動も行っておられ、今後もその活動を継続していただきたいという意図からも、今後は指定管理者として管理をお願いするということになります。

## 伊藤委員

弓道協会会長のお名前がありますが、これは、会長という肩書に指定管理者をお願いするのか、会長である個人をお願いをするのかどちらでしょうか。

## スポーツ振興課長

会長の肩書としてであります。弓道協会をお願いするということで、代表者である会長のお名前を記しております。

## 伊藤委員

途中で会長に変更があれば、次の会長が残りの期間の管理者となっていたいただけるのですか。

## スポーツ振興課長

その通りであります。

## 伊藤委員

わかりました。

## 教育長

他に質疑・討論はありませんか。なければ質疑・討論を終結いたします。続いて採決を行います。

日程第3 議第21号 専決処分の報告及び承認については、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

## 委員一同

異議なし

## 教育長

ご異議がないようですので、議第21号議案については、原案のとおり可決する事に決しました。

次に、日程第4 議第22号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

それでは本件について、事務局の説明を求めます。

## 太田庶務課長

《資料にて説明》

## 教育長

これより質疑・討論いたします。

なお、今回の議案は設計業務に関する補正予算についてでございます。

その視点で、質疑をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

質疑・討論はありませんか。

#### **伊藤委員**

突然このようなことを提出されてもさっぱり理解できません。

どういった経緯で、どういった方向性を持っているのか、どの学校にいつ設置されるのか、どの順番で設置されるのか、既にある学校はあるのかなど説明していただきたい。

#### **教育長**

細かな設置時期等については、協議会にてお願いいたしますので、この場では経緯について説明願います。

#### **庶務課長**

土岐市についても、エアコンの設置につきましては重用課題の一つとして捉えておりましたが、耐震化、トイレの改修等を最優先に実施してまいりました。

ところが、今年の異常に高い気温が児童、生徒の体調に大きな影響を及ぼす状況となったことから急遽、国も学校施設の環境を改善する補助金の総額を拡大する方向を示す等エアコン設置に向け急速に事態が動き出しました。

そこで、土岐市も、市内小中学校のエアコン設置状況、室内温度等現状の学習環境を踏まえ、急遽エアコン設置の方針となりました。

今、補助金拡大の方向性を国が示したと申しましたが、工事に補助はありますが設計に補助はございません。

設計は市の単独負担となりますが、これをしないと工事もできません。エアコン設置の準備段階として設計業務を委託するための補正予算を計上しましたのでよろしくお願いいたします。

#### **伊藤委員**

資料に補正前の金額が記載されておりますが、これは初めから設計業務委託の予算が見込んであったということですか。

#### **庶務課長**

委員がご覧なのは何ページでしょうか。

#### **伊藤委員**

3 ページです。

#### **庶務課長**

3 ページに記載がございます補正前の額とは、教育費全体の今年度当初の歳出予算の合計を表示しておりまして、設計委託を初めから見込んでいたものではございません。

ここに記載のあります、1, 500 万円が当初の教育費に追加する補正予算でございます。

#### **伊藤委員**

1, 500 万円が今回の設計委託の金額で、この補正予算については国からの補助金は無いと理解してよろしいか。

#### **庶務課長**

その通りであります。

資料の4 ページ、5 ページをご覧ください。

今回の設計委託業務の事業費についてであります。

4 ページの右側の数値、小学校整備事業990 万円、中学校整備事業510 万円を合計したものが、1, 500 万円となり今年度の補正予算であります。

次に、5 ページ右側の金額2, 310 万円と1, 190 万円を併せて3, 500 万円となりますが、この金額は31 年度末までの債務負担行為の追加と申しまして、設計委託業務が今年度中に完了しないことが見込まれることから計上しております。

今申し上げました、1, 500 万円と3, 500 万円を合わせた5, 000 万円が今回の設計委託業務の合計であります。

そこで、この1, 500 万円の位置づけは、設計委託業務契約を締結した業者が前金払の請求をした時の対応として、市の要綱に沿った上限の金額です。

業者から前金払いの請求が無ければ、全額を31 年度に繰越し、支払いをする際の金額の一部となります。

#### **伊藤委員**

前金は、設計料とは別物ですか。

#### **庶務課長**

設計料の一部であります。

#### **可知事務局長**

地方自治体の会計の原則は単年度主義でございます。そこで、今回の設計業務の委託は、今年度中の事業の完了が見込めないことから年度をまたいだ契約を締結することとなります。その時、契約が完了するまでの予算を確保するために行うのが債務負担行為の追加でございます。今年度必要となるであろう金額を補正予算で増額させていただき、翌年度必要となるであろう金額について

は、債務負担行為という形で予算確保をいたします。

これらを合わせた、5,000万円で市内小中学校のエアコン設置についての設計を行おうとするものであります。

**教育長**

他に質疑はありませんか。

**加藤委員**

31年度末までに設計業務が終わると理解してよろしいですか。

**庶務課長**

その通りです。

**加藤委員**

設置する箇所については別に話があるかもしれませんが、わたし的には教室よりも体育館につけた方がいいと考えているのですが、設計委託の5,000万円の範囲は教室だけか体育館等も含まれるのかどうでしょうか。

**庶務課長**

普通教室を優先的に考えておりまして、体育館に設置するといった考えは現状ではありません。

**伊藤委員**

エアコン設置について国の補助はないのですか。

**庶務課長**

設計についての補助金はありません。

設置工事については3分の1補助がございます。

**伊藤委員**

残りは、市が負担するのですか。

**庶務課長**

補助金として支出されるもの以外に、一旦、市で支払っておいて後で交付税という形で歳入することがございます。

**伊藤委員**

岐阜県は補助してくれないのですか。

**庶務課長**

岐阜県からの補助はありません。

**教育長**

今回の補正予算については、市の単独予算という理解でよろしいですね。

**庶務課長**

その通りです。

**教育長**

他に質疑・討論はありませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。続いて採決を行います。

日程第4 議第22号 専決処分の報告及び承認については、原案のとおり可決する事にご異議ありませんか。

#### **委員一同**

異議なし

#### **教育長**

ご異議がないようですので、議第22号議案については、原案のとおり可決する事に決しました。

次に、日程第5 報第4号 土岐市嘱託員の委嘱についてを議題といたします、本件について事務局の説明を求めます。

#### **庶務課長**

《資料にて説明》

#### **教育長**

これより質疑・討論いたします。

質疑・討論はありませんか。

#### **伊藤委員**

再任用の方は4年目の様ですが、新規採用の方も毎年再任用すれば、3年、4年目とお願いすることができるのか、最高何年までと決まっているのか教えていただけますか。

#### **橋本教育次長兼学校教育課長**

毎年更新が原則で、基本は3年までです。その後については雇用する側とされる側とで良好な関係が築かれ、双方の調整が取れば5年目までは延長が可能です。

3年を終えたALTに関しては、本人も土岐市で働きたい。市側も働いてほしいという調整が取れた結果4年目を迎えることになりました。

#### **教育長**

他に質疑・討論はありませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

それでは、日程第5 報第4号 土岐市嘱託員の委嘱については、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、日程第6 教育長報告をいたします。

《教育長報告》

#### **教育長**

只今、報告しました事項に関し、質疑等はございませんか。

では、これで、本日の日程全部を終了しました。

これをもって、平成30年 第8回 土岐市教育委員会定例会を閉会いた

します。

閉 会 午後4時10分